

仕 様 書

1 業務名

札幌市生涯学習総合センター受変電設備保護継電器修繕業務

2 業務概要

札幌市生涯学習総合センターの設備の受変電設備保護継電器について、1 台は保護継電器機能の停止、2台は地絡方向継電器試験において不良判定が出ており、事故のおそれがあるため交換を行う。

3 履行場所

札幌市生涯学習総合センター(札幌市西区宮の沢1条1丁目1-10)

4 履行期間

契約書に示す着手の日から令和8年3月31日まで

5 業務内容

札幌市生涯学習総合センターの既設マルチリレーを撤去し、以下の機器に交換し、交換後に受変電設備の試運転調整(リレー特性試験等を含む)を行い、起動・運転状態に問題が無いことを確認する。

6 対象機器

三菱電機株式会社製 マルチリレー MP 1 1 - A F 2 3 台

① 一般電灯系統 高圧フィーダー盤(2)

② 非常動力系統 高圧フィーダー盤(5)

③ 非常照明系統 高圧フィーダー盤(5)

交換対象は別紙図面のとおり

7 履行体制

受託者は、直接雇用契約関係にある者の中から下記の内容による者を定め、適切に業務が履行できること。

(1) 業務責任者

業務の遂行を指揮監督するための業務責任者を 1 人定めること。

8 提出書類

(1) 業務計画書

1部 契約後、速やかに

ア 業務責任者等指定通知書、雇用関係が確認できるもの //

※雇用関係が確認できるものとして健康保険証の写しを提出する際は、被保険者等記号・番号及び保険者番号(これらの情報が読み取れる QR コード含む。)にマスキングを施した状態で提出すること。

イ 業務員名簿(資格者一覧・資格証写し含む)	//
ウ 業務工程表	//
エ 緊急連絡体制表	//
(2) 停電計画書	1部 停電2週間前まで
(3) 完了届	1部 業務完了後速やかに
(4) 業務写真	//
(5) 作業報告書(作業日報含む)	//
(6) 試運転調整・測定記録、試験報告書、納入仕様書	//

受託者は、前項(1)～(6)に示す書類・報告書のほか、委託者より指示のある書類提出を求められた場合は、これに従うこと。

9 再委託について

業務の「主たる部分(下記参照)」については、受託者はこれを再委託することはできない。

- (1) 総合的な業務履行計画及び進捗管理
- (2) 交換部品の調達

なお、前述の「主たる部分」以外については、専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲及び選考する業者について、事前に委託者の承諾を得ること。

また、業務全体の品質・安全確保のため、委託者との協議、再委託業者の調整・指導監督等のすべての面において主体的な役割を果たすこと。

10 その他

- (1) 本業務を実施する際には、委託者及び施設管理者と十分打合せを行い、利用者の利便性や安全性に配慮するとともに、運営に支障がないよう円滑な進行を図ること。
- (2) 本業務による作業日程は、原則として委託者及び施設担当者と打合せのうえ、決定すること。なお、休館日(毎月第2月曜日(祝日の場合は翌日))の前日夜間からの作業とする。ただし、電気主任技術者が行う年次点検日は除く。
- (3) 停電を伴う作業は原則、午後 11 時から翌日午前3時までとし、1日で作業完了すること。作業時間の延長は、委託者が指定する電気主任技術者と調整の上で可能とする。
- (4) 停電を伴わない作業は上記の時間外に行うことも可能とする。ただし、作業日当日の物資搬入等は午後7時以降とする。
- (5) 業務履行にあたり、資材の仮置き等については委託者及び施設担当者と打合せのうえ、決定すること。
- (6) 業務対象場所等においては、作業の安全及び関連機器設備へ障害を与えぬように十分注意をすること。なお、不慮の事故が発生した場合においては、速やかに委託者及び施設管理者に報告すると共に、委託者の指示に従い受注者の責任において一切を処理すること。
- (7) 作業に伴い必要な照明、発電機は受託者で準備すること。なお、停電作業に伴う施設運営用の仮設電源は不要。
- (8) 作業時には、委託者が指定する電気主任技術者の立会費用及びリレー特性試験費用

を見込むこと。

- (9) 業務に必要な技術、資格等を持つ人員を配置すること。
- (10) 業務に必要な機器、工具、軽微な消耗品類は受託者負担とする。
- (11) 業務完了後の清掃、片付け等については確実に実施すること。
- (12) 業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (13) 本業務で知り得た館内の情報については、みだりに口外することのないよう留意すること。
- (14) 本業務の作業により発生した撤去品、消耗品等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき適正に処分することとし、マニフェスト伝票の写しを業務完了報告書に添付すること。また、処理施設については、原則、市内の処理施設とし受け入れ条件等を確認の上、委託者へ確認をすること。
- (15) 本業務に関し疑義を生じた場合は、委託者と協議し遺漏のないようにすること。

11 担当課

札幌市教育委員会生涯学習部生涯学習推進課(担当:高橋)

電話:011-211-3871

住所:札幌市中央区北2条西2丁目 STV 北2条ビル5階

E-mail:manabi-keiyaku@city.sapporo.jp